

納 税 証 明 書 関 係

(納税証明書の交付を受ける際の参考としてください。)

※詳細については、各申請窓口へお問い合わせください。

岡山県税の納税証明書の交付を申請される方へ

納税証明書（入札参加資格申請書添付用）の請求について

請求の前に

- ☆ 納税証明は主に税額証明と完納証明とがあります。
 - 入札参加資格申請書に必要な証明書は完納証明です。
 - 完納証明とは県税等の滞納がないことを証明するものです。
 - ※徴収の猶予については、滞納扱いにはなりません。
- ☆ 証明が必要な期間の申告、納付を先に済ませてください。
- ☆ 個人の方で県税が課税されていない場合、納税者の住所、氏名を確認するものがが必要です。

請求に必要なもの

☆ 窓口で請求される場合

- 1 申請窓口（9:00 から 16:30 までの来所をお願いします。）
各県民局税務部及び各地域事務所地域総務課
- 2 申請書
窓口に用意しています。

岡山県庁電子申請サービスからダウンロードもできます。

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=33323



- 3 印鑑（あらかじめ申請書に押印した申請書をお持ちいただきますと印鑑の持参は不要です。）
法人・・・法務局に登録された代表者印
個人・・・認印（屋号の印鑑は不可）
※代理人が申請する場合には代理人の方の印鑑も必要です。
- 4 本人確認書類（窓口に来られる方のもの）
個人番号の確認書類、運転免許証、健康保険証など
- 5 委任状（申請書の納税者欄に記入、押印がある場合は不要です。）
法人・・・申請書に代表者印が押印できない場合は、代表者印を押印した委任状が必要
個人・・・本人以外が申請される場合は、本人が自署、捺印した委任状が必要
- 6 領収証（コピー可）
直近2週間以内に納付された県税がある場合は、領収証を確認させていただきます。
- 7 手数料
完納証明・・・1枚あたり400円
- 8 その他
県税の課税がない方については、氏名と現住所が確認できる公的書類及び個人番号確認書類をお持ちください。

☆ 郵送で請求される場合

- 1 請求先
各県民局税務部（納税証明書に関するお問い合わせ・請求先をご参照ください。）
- 2 申請書
納税者欄に押印してください。

法人・・・法務局に登録された代表者印
個人・・・認印（納税者欄は自署してください。）

3 本人確認書類

個人の場合のみ、個人番号確認書類及び身元確認書類の写しを同封してください。

4 領収証（コピー）

直近2週間以内に納付された県税がある場合は、領収証の写しを同封してください。

5 手数料（定額小為替）

*手数料は過不足のないよう送付してください。

6 返信用封筒

切手を貼って、宛先を記入したもの

7 その他

県税の課税がない方については、氏名と現住所が確認できる公的書類及び個人番号確認書類を同封してください。

☆電子申請で請求される場合

請求者が納税者本人（法人にあっては、当該法人の代表者）の場合は、電子申請での請求が可能です。

岡山県電子申請サービスから、お住まいの地域や主たる事業所などの所在地を管轄する県民局税務部に申請してください。管轄の異なる県民局税務部に申請した場合には、交付までに時間がかかる可能性があります。

手数料と郵便料金分のお支払いが必要です。お支払いには、クレジットカード決済、ペイジー（Pay-easy）を利用したインターネットバンキング又はスマートフォン決済アプリが利用できます。

手続きの詳細は、岡山県庁のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/347443.html>



納税証明書に関するお問い合わせ・請求先

岡山県備前県民局税務部収納管理課

〒700-8604 岡山県岡山市北区弓之町6-1

TEL：086-233-9810

岡山県備中県民局税務部収納管理課

〒710-8530 岡山県倉敷市羽島1083

TEL：086-434-7012

岡山県美作県民局税務部収税課

〒708-8506 岡山県津山市山下53

TEL：0868-23-1364

岡山県内の市町村税の完納証明書について

平成21年8月受付より、入札参加資格審査申請時の添付書類として、新たに岡山県内の市町村の発行する完納証明書が追加になりました。

完納証明書の取得・提出については、下記を参照のうえ、2に該当する場合に3の①及び②のいずれかの完納証明書を提出してください。

1 対象者

入札参加資格審査申請を行う、法人及び個人事業者

※個人事業主の方に提出いただいていた、個人県民税の完納証明書は不要とします。

2 提出が必要な場合

岡山県内に本社・営業所等があるなど、岡山県内の市町村に納税義務がある場合。

（岡山県内に営業所等が無く、県内市町村に納税義務の無い場合は提出は不要です。）

3 対象となる営業所等

①岡山県内に営業所等があり、そのいずれかに契約に関する権限を委任する場合は、当該営業所等の所在地の市町村税の完納証明書

②岡山県内に営業所等があるが、そのいずれにも契約に関する権限を委任しない場合は、県内の主たる営業所等所在地の市町村税の完納証明書（県内に本社がある場合は本社所在地の市町村税の完納証明書）

4 完納証明書とは

市町村が徴収している税について、未納の税額が無いことを証明するものです。（写し可）なお、徴収の猶予を受けている場合は、滞納扱いにはなりません。

※ただし、完納証明書が発行されない市町村にあつては、すべての税目についての納税証明書を提出してください。（写し可）

5 有効期限

証明年月日が申請書到達日から三ヶ月以内の日付のもの

6 証明書様式

県内各市町村の所定様式（具体的な証明書発行手続きについては、各市町村へ照会して下さい。）

7 その他

岡山市発行の完納証明書を取得される事業者の方は、窓口での混雑を避けるため、できるだけ営業所等の所在地を管轄する区役所窓口で証明発行を受けるようにしてください。ご協力よろしくお願いいたします。